

資料編

CONTENTS

業績のご報告

財務諸表

貸借対照表(資産の部)(負債及び純資産の部) ……………	24
貸借対照表注記事項 ……………	25~27
損益計算書/損益計算書注記事項/ 剰余金処分計算書 ……………	28
会計監査人の監査 ……………	28
役職員の報酬体系に関する情報開示 ……………	29

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高) / 預金・譲渡性預金残高(平均残高) / 預金者別残高(期末残高) / 常勤従業員1人当たり預金残高(期末残高) / 1店舗当たり預金残高(期末残高) ……………	30
--	----

為替業務の状況

内国為替取扱高 ……………	30
---------------	----

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高) / 貸出金科目別残高(平均残高) / 貸出金利別残高(期末残高) / 貸出金償却の額 / 貸倒引当金の内訳 / 貸出金業種別・用途別内訳残高(期末残高) / 貸出金の担保別内訳(期末残高) / 債務保証見返の担保別内訳(期末残高) / 信用金庫法開示債権(リスク管理債権) 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 ……………	31~32
--	-------

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高 / 有価証券の種類別残高(期末残高) / 有価証券の種類別残高(平均残高) / 有価証券の残存期間別残高 / 有価証券の時価情報 / 金銭の信託の時価情報 / デリバティブの時価情報 / 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 ……	32~34
---	-------

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率 / 業務純益 / 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り / 受取利息・支払利息の増減 / 最近5年間の主要な経営指標の推移 ……………	35~36
--	-------

経営指標

利益率/利鞘/預貸率/預証率 ……………	36
----------------------	----

当金庫の自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ国内基準第3の柱に基づく情報開示)

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項 ……………	37
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項 ……………	38
(2) オペレーショナル・リスクに関する事項 ……………	39
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及び 証券化エクスポージャーを除く) ……………	39~41
(4) 信用リスク削減手法に関する事項 ……………	41
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項 ……………	41~42
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 ……………	42
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項 ……………	43
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 ……………	43
(9) 金利リスクに関する事項 ……………	43~45

財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
現金	2,386	2,461
預 け 金	157,480	161,960
買 入 金 銭 債 権	1,996	1,659
有 価 証 券	98,600	105,015
国 債	8,630	10,314
地 方 債	15,296	16,639
社 債	50,080	52,216
株 式	1,140	922
その他の証券	23,452	24,923
貸 出 金	93,000	94,748
割 引 手 形	62	25
手 形 貸 付	2,224	1,586
証 書 貸 付	89,357	91,887
当 座 貸 越	1,356	1,247
そ の 他 資 産	1,365	1,392
未 決 済 為 替 貸	23	31
信 金 中 金 出 資 金	857	857
前 払 費 用	0	5
未 収 収 益	352	367
そ の 他 の 資 産	132	130
有 形 固 定 資 産	1,344	1,380
建 物	324	315
土 地	844	887
リ ー ス 資 産	2	2
その他の有形固定資産	172	174
無 形 固 定 資 産	14	28
ソ フ ト ウ ェ ア	6	21
その他の無形固定資産	7	7
繰 延 税 金 資 産	-	184
債 務 保 証 見 返	966	907
貸 倒 引 当 金	△ 917	△ 905
(うち個別貸倒引当金)	(△ 627)	(△ 637)
資 産 の 部 合 計	356,239	368,833

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
預 金 積 金	295,518	303,098
当 座 預 金	1,083	1,348
普 通 預 金	127,460	130,541
貯 蓄 預 金	49	46
定 期 預 金	161,998	165,414
定 期 積 金	4,006	4,873
そ の 他 の 預 金	920	874
借 用 金	23,486	28,662
借 入 金	23,486	28,662
そ の 他 負 債	447	460
未 決 済 為 替 借	45	55
未 払 費 用	80	82
給 付 補 填 備 金	3	4
未 払 法 人 税 等	147	155
前 受 収 益	24	25
払 戻 未 済 金	8	28
払 戻 未 済 持 分	17	7
リ ー ス 債 務	2	3
資 産 除 去 債 務	39	39
そ の 他 の 負 債	78	59
賞 与 引 当 金	36	37
退 職 給 付 引 当 金	260	197
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	141	101
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1	1
偶 発 損 失 引 当 金	9	8
繰 延 税 金 負 債	52	-
債 務 保 証	966	907
負 債 の 部 合 計	320,921	333,475
出 資 金	10,693	10,665
普 通 出 資 金	693	665
優 先 出 資 金	10,000	10,000
資 本 剰 余 金	10,000	10,000
資 本 準 備 金	10,000	10,000
利 益 剰 余 金	14,080	14,852
利 益 準 備 金	1,965	2,027
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,114	12,825
特 別 積 立 金	11,100	11,700
(店舗整備積立金)	(600)	(600)
(経営安定特別積立金)	(300)	(300)
(事務機械化積立金)	(100)	(100)
当期末処分剰余金	1,014	1,125
処 分 未 済 持 分	-	△ 0
会 員 勘 定 合 計	34,774	35,518
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	543	△ 160
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	543	△ 160
純 資 産 の 部 合 計	35,317	35,358
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	356,239	368,833

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～39年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
① 年金資産の額 1,732,930百万円
② 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
③ 差引額(①-②) △ 84,957百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在) 0.1081%
(3) 補足説明
上記(1)③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員収益」があり

- ます。このうち、受入為替手数料は、主に為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 905百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産185百万円(繰延税金負債0百万円と相殺し、純額で繰延税金資産184百万円を計上)
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
なお、当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、27.に記載しております。
有形固定資産 1,380百万円
資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュフローに基づき、減損の要否の判定をしております。
営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。
なお、遊休資産は、各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュフロー、割引率等において一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び当金庫の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 2,532百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 324百万円
危険債権額 795百万円
三月以上延滞債権額 0百万円
貸出条件緩和債権額 590百万円
合計額 1,711百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25百万円であります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金(定期預金) 10,000百万円
信金中金との為替決済取引等の担保 6,000百万円
預け金(定期預金) 6,000百万円
信金中金との当座借契約及び借入金担保 5,000百万円
預け金(定期預金)

信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保
預け金(定期預金) 50百万円
地方公共団体指定金融機関保証金
有価証券(国債) 1,000百万円(額面金額)
日本銀行との歳入代理店契約及び相対型電子貸付取引の担保
有価証券(社債) 21,200百万円(額面金額)
日本銀行との入札型電子貸付取引の担保
その他資産(保証金) 0百万円

地方公共団体指定金融機関差入担保
担保資産に対応する債務
借入金 28,662百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 2,307円30銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、ALM・統合リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部署において、バリュエーション・リスク(VaR)を用いてバンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であり、当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaR(バリュエーション・アット・リスク)により月次で計測し、また、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、共分散行列法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出して令和4

年3月31日現在で、当金庫の市場リスク量は(損失額の推計値、相関考慮後)は、全体で4,175百万円であります。また、毎月バックテスティングを実施し、計測方法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

上記に加えて「銀行勘定の金利リスク」の枠組みに係るリスク量を市場リスク量として計測しております。計測方法については、「信用金庫施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は12,175百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預 け 金(*1)	161,960	162,117	156
(2)買 入 金 銭 債 権	1,659	1,659	-
(3)有 価 証 券	104,983	107,019	2,036
①売 買 目 的 有 価 証 券	-	-	-
②満 期 保 有 目 的 的 債 券	28,752	30,789	2,036
③そ の 他 有 価 証 券	76,230	76,230	-
(4)貸 出 金(*1)	94,748		
貸 倒 引 当 金(*2)	△905		
	93,842	94,196	354
金 融 資 産 計	362,445	364,993	2,547
(1)預 金 積 金(*1)	303,098	302,548	△550
(2)借 用 金(*1)	28,662	28,713	51
金 融 負 債 計	331,761	331,261	△499

(*1)「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の「時価」には、「簡便な方法により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)「貸出金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(RFR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(RFR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(RFR、SWAP)を用いています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(RFR、SWAP)で割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(*1)	32
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(*1)	857
組 合 出 資 金(*2)	0
合 計	889

(*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金(*)	44,000	85,050	-	3,000
買 入 金 銭 債 権	-	1,163	253	242
有 価 証 券	6,124	20,451	26,541	38,264
満期保有目的の債券	2,699	3,620	6,905	15,527
その他の有価証券のうち満期があるもの(*)	3,424	16,830	19,636	22,736
貸 出 金(*)	8,918	25,081	25,207	34,063
合 計	59,043	131,746	52,002	75,569

(*)期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金(*)	140,530	29,056	4	92
借 用 金	25,124	1,297	1,572	667
合 計	165,654	30,354	1,576	760

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,713	1,910	197
	地 方 債	4,871	5,296	424
	社 債	16,770	18,213	1,443
	そ の 他	2,484	2,608	124
	小 計	25,839	28,029	2,189
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	312	311	△1
	社 債	700	696	△3
	そ の 他	1,900	1,751	△148
	小 計	2,912	2,759	△153
合 計	28,752	30,789	2,036	

(2) その他の有価証券 (単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	339	279	60
	債 券	22,481	22,099	382
	国 債	772	770	1
	地 方 債	6,282	6,170	111
	社 債	15,427	15,158	268
	そ の 他	7,415	6,729	685
	小 計	30,237	29,108	1,128

	株 式	550	774	△223
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	32,319	32,859	△539
	国 債	7,829	8,049	△220
	地 方 債	5,172	5,292	△120
	社 債	19,318	19,516	△197
	そ の 他	13,122	13,708	△585
	小 計	45,993	47,341	△1,348
合 計	76,230	76,449	△219	

なお、上記の差額△219百万円に買入金銭債権の差額△1百万円を加算し、繰延税金資産60百万円を調整した金額160百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	517	25	22
債 券	2,163	15	0
国 債	805	8	-
地 方 債	249	0	-
社 債	1,108	7	0
そ の 他	7,720	209	31
合 計	10,401	251	54

※その他には、投資信託及び外国証券の一部の売却額と売却に伴う有価証券利息配当金163百万円を含みます。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、16,518百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが3,913百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	175百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	54百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	27百万円
未払事業税損金否認	16百万円
減価償却の償却超過額	11百万円
賞与引当金超過額	11百万円
土地減損損失損金否認	11百万円
資産除去債務損金否認	10百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	2百万円
その他	6百万円
その他有価証券評価差額金	60百万円
繰延税金資産小計	388百万円
評価性引当額	△203百万円
繰延税金資産合計	185百万円
繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	184百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してありません。

29. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	2,725,406	2,829,597
資金運用収益	2,416,940	2,512,449
貸出金利息	1,035,965	1,015,195
預け金利息	192,141	194,693
有価証券利息配当金	1,163,246	1,277,386
その他の受入利息	25,586	25,173
役務取引等収益	207,889	179,364
受入為替手数料	118,053	95,618
その他の役務収益	89,835	83,745
その他業務収益	16,786	36,751
外国為替売買益	86	475
国債等債券売却益	618	16,561
その他の業務収益	16,082	19,714
その他経常収益	83,789	101,032
貸倒引当金戻入益	144	—
株式等売却益	81,415	71,867
その他の経常収益	2,229	29,164
経 常 費 用	1,869,394	1,794,088
資金調達費用	99,908	92,115
預金利息	78,378	72,555
給付補填備金繰入額	1,929	2,157
譲渡性預金利息	741	—
借入金利息	18,858	17,402
役務取引等費用	107,084	99,693
支払為替手数料	38,663	30,090
その他の役務費用	68,420	69,603
その他業務費用	86,535	33,328
国債等債券償還損	86,004	31,694
その他の業務費用	530	1,634
経 費	1,552,609	1,504,523
人 件 費	863,542	854,909
物 件 費	657,498	597,012
税 金	31,568	52,601
その他経常費用	23,255	64,426
貸倒引当金繰入額	—	25,378
貸出金償却	0	160
株式等売却損	106	22,584
その他の経常費用	23,149	16,303
経 常 利 益	856,011	1,035,509
特 別 利 益	3	73,161
固定資産処分益	3	19
その他の特別利益	—	73,141
特 別 損 失	20,295	626
固定資産処分損	221	626
減 損 損 失	20,074	—
税引前当期純利益	835,719	1,108,043
法人税、住民税及び事業税	229,873	286,210
法人税等調整額	△ 4,522	28,955
法人税等合計	225,351	315,165
当 期 純 利 益	610,367	792,877
繰越金(当期首残高)	404,562	332,130
当期末処分剰余金	1,014,929	1,125,008

損益計算書注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 117円45銭
- その他の経常収益には、更正の請求により還付される消費税等10,123千円を含んでおります。
- 当金庫は、令和3年11月1日に退職給付制度の変更を行い、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成19年2月7日)を適用しております。これに伴い、退職給付制度改定益73,141千円を特別利益に計上しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	1,014,929,994	1,125,008,007
剰 余 金 処 分 額	682,799,588	793,308,465
利益準備金	62,000,000	80,000,000
普通出資に対する配当金	(<small>※3.00%</small>) 20,799,588	(<small>※2.00%</small>) 13,308,465
優先出資に対する配当金	(<small>※0.00%</small>) 0	(<small>※0.00%</small>) 0
特別積立金	600,000,000	700,000,000
(うち、無目的積立金)	(600,000,000)	0
(うち、店舗整備積立金)	0	(500,000,000)
(うち、事務機械化積立金)	0	(200,000,000)
繰越金(当期末残高)	332,130,406	331,699,542

会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、中島大公認会計士事務所 公認会計士 中島 大氏及び龍崎則久公認会計士事務所 公認会計士 龍崎 則久氏の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月17日
あぶくま信用金庫

理事長 太田 福 裕

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、次の事項を定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	89

(注1)対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。
 (注2)上記の内訳は、「基本報酬」78百万円、「退職慰勞金」10百万円となっております。
 なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 (注2)「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 (注3)令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	1,083	0.3	1,348	0.4
普通預金	127,460	43.1	130,541	43.0
貯蓄預金	49	0.0	46	0.0
通知預金	—	—	—	—
別段預金	920	0.3	874	0.2
定期預金	161,998	54.8	165,414	54.5
うち固定金利定期預金	161,992	54.8	165,409	54.5
うち変動金利定期預金	6	0.0	5	0.0
定期積金	4,006	1.3	4,873	1.6
計	295,518		303,098	
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	295,518	100.0	303,098	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金・譲渡性預金残高(平均残高)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
流動性預金	128,100	131,080
うち有利息預金	126,904	120,953
定期性預金	160,596	170,515
うち固定金利定期預金	156,551	166,033
うち変動金利定期預金	6	5
そ の 他	435	429
計	289,132	302,026
譲 渡 性 預 金	3,709	—
合 計	292,842	302,026

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：
 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：
 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法人預金	98,937	33.4	107,173	35.3
一般法人	52,884	17.8	56,483	18.6
金融機関	174	0.0	166	0.0
公 金	45,879	15.5	50,522	16.6
個人預金	196,580	66.5	195,925	64.6
合 計	295,518	100.0	303,098	100.0

常勤役員1人当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
預 金 残 高	2,787	2,971

1店舗当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
預 金 残 高	17,383	17,829

為替業務の状況

内国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分		令和2年度		令和3年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
為 替	仕 向 為 替	132,613	120,825	130,406	116,744
	被 仕 向 為 替	186,855	143,908	178,484	140,235
代 金 取 立	仕 向 為 替	715	1,308	598	1,122
	被 仕 向 為 替	546	1,213	507	1,221

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,224	2.3	1,586	1.6
証書貸付	89,357	96.0	91,887	96.9
当座貸越	1,356	1.4	1,247	1.3
割引手形	62	0.0	25	0.0
合 計	93,000	100.0	94,748	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,212	2.3	1,691	1.8
証書貸付	88,882	96.3	90,845	97.0
当座貸越	1,099	1.1	1,058	1.1
割引手形	60	0.0	24	0.0
合 計	92,255	100.0	93,620	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利別残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
貸 出 金	93,000	94,748
固 定 金 利	68,208	70,691
変 動 金 利	24,792	24,056

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却 額	0	160

貸出金業種別・使途別内訳残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	
業 種 別	製 造 業	82	3,051	3.2	86	3,191	3.3
	農 業、林 業	23	328	0.3	22	312	0.3
	漁 業	3	5	0.0	4	37	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	41	0.0	1	35	0.0
	建 設 業	208	5,325	5.7	203	4,849	5.1
	電気、ガス、熱供給、水道業	27	5,812	6.2	27	5,449	5.7
	情 報 通 信 業	1	16	0.0	2	16	0.0
	運 輸 業、郵 便 業	22	1,843	1.9	24	1,907	2.0
	卸 売 業、小 売 業	135	3,104	3.3	127	2,936	3.0
	金 融 業、保 険 業	20	17,575	18.8	20	20,072	21.1
	不 動 産 業	134	9,930	10.6	145	10,617	11.2
	物 品 賃 貸 業	2	104	0.1	1	64	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	3	64	0.0	3	39	0.0
	宿 泊 業	26	2,360	2.5	26	1,926	2.0
	飲 食 業	63	767	0.8	63	717	0.7
	生活関連サービス業、娯楽業	40	955	1.0	39	943	0.9
	教 育、学 習 支 援 業	3	114	0.1	2	103	0.1
	医 療、福 祉	42	2,757	2.9	40	2,436	2.5
	その他のサービス	103	1,488	1.6	101	1,566	1.6
	小 計	938	55,649	59.8	936	57,222	60.3
国・地方公共団体等	20	26,286	28.2	19	26,272	27.7	
個 人	2,401	11,064	11.8	2,348	11,252	11.8	
合 計	3,359	93,000	100.0	3,303	94,748	100.0	
使 途 別	設 備 資 金		38,417	41.3		39,024	41.1
	運 転 資 金		54,583	58.6		55,723	58.8
	合 計		93,000	100.0		94,748	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	263	290	-	263
	令和3年度	290	267	-	290
個別貸倒引当金	令和2年度	679	627	24	654
	令和3年度	627	637	37	590
合計	令和2年度	942	917	24	917
	令和3年度	917	905	37	880

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出業務の状況

貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	312	0.3	297	0.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	15,966	17.1	15,561	16.4
そ の 他	—	—	—	—
計	16,278	17.5	15,859	16.7
信用保証協会・信用保険	12,395	13.3	13,216	13.9
保 証	685	0.7	589	0.6
信 用	63,641	68.4	65,082	68.6
合 計	93,000	100.0	94,748	100.0

債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	46	4.7	40	4.4
そ の 他	—	—	—	—
計	46	4.7	40	4.4
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	920	95.2	866	95.4
合 計	966	100.0	907	100.0

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

7ページに掲載しております。

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	8,630	8.7	10,314	9.8
地 方 債	15,296	15.5	16,639	15.8
社 債	50,080	50.7	52,216	49.7
株 式	1,140	1.1	922	0.8
外 国 証 券	15,841	16.0	16,549	15.7
その他の証券	7,611	7.7	8,373	7.9
合 計	98,600	100.0	105,015	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	7,564	8.1	8,521	8.5
地 方 債	14,766	15.8	16,348	16.3
社 債	49,376	52.9	51,113	51.1
株 式	1,368	1.4	934	0.9
外 国 証 券	13,205	14.1	15,487	15.5
その他の証券	6,918	7.4	7,463	7.4
合 計	93,198	100.0	99,868	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の残存期間別残高

令和2年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	1,510	199	—	514	500	5,905	—	8,630
地 方 債	907	2,282	2,448	637	1,129	7,891	—	15,296
社 債	1,821	7,574	7,232	3,880	11,974	16,274	1,323	50,080
株 式	—	—	—	—	—	—	1,140	1,140
外 国 証 券	302	1,110	1,805	601	993	6,216	4,810	15,841
その他の証券	—	474	443	368	247	—	6,078	7,611
合 計	4,542	11,641	11,930	6,002	14,844	36,286	13,352	98,600

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

令和3年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	199	511	—	3,475	6,127	—	10,314
地 方 債	801	2,681	1,618	760	2,085	8,692	—	16,639
社 債	4,571	6,332	5,971	2,947	15,241	15,933	1,217	52,216
株 式	—	—	—	—	—	—	922	922
外 国 証 券	299	1,007	1,493	197	1,357	7,510	4,683	16,549
その他の証券	452	318	315	90	385	—	6,810	8,373
合 計	6,124	10,539	9,911	3,995	22,546	38,264	13,634	105,015

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券に関する状況

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,715	1,953	237	1,713	1,910	197
	地 方 債	5,478	6,004	526	4,871	5,296	424
	社 債	17,574	19,320	1,746	16,770	18,213	1,443
	そ の 他	2,583	2,757	174	2,484	2,608	124
	小 計	27,351	30,036	2,684	25,839	28,029	2,189
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	312	311	△ 1
	社 債	-	-	-	700	696	△ 3
	そ の 他	1,100	1,064	△ 35	1,900	1,751	△ 148
	小 計	1,100	1,064	△ 35	2,912	2,759	△ 153
合 計	28,451	31,100	2,648	28,752	30,789	2,036	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	362	331	30	339	279	60
	債 券	33,996	33,404	592	22,481	22,099	382
	国 債	2,011	1,997	14	772	770	1
	地 方 債	8,435	8,250	184	6,282	6,170	111
	社 債	23,550	23,156	393	15,427	15,158	268
	そ の 他	12,228	11,578	650	7,415	6,729	685
小 計	46,588	45,314	1,273	30,237	29,108	1,128	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	745	917	△ 172	550	774	△ 223
	債 券	15,243	15,415	△ 172	32,319	32,859	△ 539
	国 債	4,903	4,978	△ 75	7,829	8,049	△ 220
	地 方 債	1,383	1,392	△ 8	5,172	5,292	△ 120
	社 債	8,955	9,044	△ 88	19,318	19,516	△ 197
	そ の 他	7,539	7,719	△ 179	13,122	13,708	△ 585
小 計	23,528	24,052	△ 524	45,993	47,341	△ 1,348	
合 計	70,116	69,367	748	76,230	76,449	△ 219	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、証券投資信託及びその他の証券です。
3. 評価差額は、償却原価法適用後の帳簿価額と時価の差額から、未受渡の売却損益を控除して、計上しております。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	32	32
信金中央金庫出資金	857	857
組合出資金	0	0
合 計	889	889

金銭の信託の時価情報

- 運用目的の金銭の信託 該当ございません。
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。
- その他の金銭の信託 該当ございません。

デリバティブの時価情報

- 金利関連取引 該当ございません。
- 通貨関連取引 該当ございません。
- 債券関連取引 該当ございません。
- クレジットデリバティブ取引 該当ございません。
- 株式関連取引 該当ございません。
- 商品関連取引 該当ございません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買 入 金 銭 債 権	—	—	1,659	1,659
有 価 証 券(その他有価証券)	10,254	53,682	—	63,936
う ち 株 式	890	—	—	890
国 債	8,601	—	—	8,601
地 方 債	—	11,454	—	11,454
社 債	—	34,746	—	34,746
そ の 他 の 証 券	762	7,481	—	8,244
金 融 資 産 計	10,254	53,682	1,659	65,595

*1：買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等1,659百万円となります。

*2：企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年公表)第26項に従い、投資信託(含外国籍投資信託)については上表に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託(含外国籍投資信託)の金額は金融資産12,294百万円となります。

*3：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

*4：その他の証券には、優先出資証券及び外国証券が含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(満期保有目的の債券)	1,910	28,337	540	30,789
う ち 債 券	1,910	24,517	—	26,428
そ の 他 の 証 券	—	3,819	540	4,360
金 融 資 産 計	1,910	28,337	540	30,789

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注)当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】仕組債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。なお仕組債等については、第三者から入手した時価を、当金庫で検証後、時価として採用しております。

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価格(第三者から入手する価格等)等によっており、入手した価格の構成要素として、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活性化に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、第三者から入手した価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券は、大半がレベル2に分類しております。時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(注)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」は、当金庫が自主的に開示したものであり、本開示事項は、会計監査人による会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	2,317,031	2,420,333
資金運用収益	2,416,940	2,512,449
資金調達費用	99,908	92,115
役務取引等収支	100,804	79,670
役務取引等収益	207,889	179,364
役務取引等費用	107,084	99,693
その他業務収支	△ 69,748	3,422
その他業務収益	16,786	36,751
その他業務費用	86,535	33,328
業務粗利益	2,348,087	2,503,426
業務粗利益率	0.68%	0.69%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
業務純益	810,478	1,031,870
実質業務純益	810,478	1,009,603
コア業務純益	895,864	1,024,736
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	797,469	861,689

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	341,097	359,535	2,416,940	2,512,449	0.70	0.69
うち貸出金	92,255	93,620	1,035,965	1,015,195	1.12	1.08
うち預け金	152,895	163,434	192,141	194,693	0.12	0.11
うち有価証券	93,198	99,868	1,163,246	1,277,386	1.24	1.27
資金調達勘定	309,978	327,720	99,908	92,115	0.03	0.02
うち預金積金	289,132	302,026	80,308	74,713	0.02	0.02
うち譲渡性預金	3,709	－	741	－	0.01	－
うち借入金	17,134	25,692	18,858	17,402	0.11	0.06

(注) 1. 資産運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度228百万円、令和3年度225百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	141,244	△ 74,927	66,317	130,648	△ 35,139	95,509
うち貸出金	37,450	△ 65,047	△ 27,597	15,328	△ 36,098	△ 20,770
うち預け金	7,301	△ 28,728	△ 21,427	13,244	△ 10,692	2,552
うち有価証券	142,434	△ 26,337	116,097	83,251	30,889	114,140
支払利息	5,714	7,036	12,750	5,718	△ 13,511	△ 7,793
うち預金積金	3,790	11,121	14,911	3,581	△ 9,176	△ 5,595
うち譲渡性預金	△ 702	83	△ 619	△ 741	－	△ 741
うち借入金	14,725	△ 16,266	△ 1,541	9,419	△ 10,875	△ 1,456

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

損益の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(千円)	2,968,832	2,885,926	2,667,485	2,725,406	2,829,597
経常利益(千円)	1,076,809	736,047	684,070	856,011	1,035,509
当期純利益(千円)	847,838	517,862	466,797	610,367	792,877
出資総額(百万円)	10,738	10,714	10,701	10,693	10,665
普通出資(百万円)	738	714	701	693	665
優先出資(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数					
普通出資(千口)	7,385	7,144	7,013	6,937	6,657
優先出資(千口)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額(百万円)	34,101	34,578	34,366	35,317	35,358
総資産額(百万円)	332,045	327,498	333,915	356,239	368,833
預金積金残高(百万円)	279,120	273,960	280,433	295,518	303,098
貸出金残高(百万円)	86,482	88,642	90,837	93,000	94,748
有価証券残高(百万円)	81,836	80,613	85,010	98,600	105,015
出資に対する配当率					
普通出資(%)	3.00	3.00	3.00	3.00	2.00
優先出資(%)	0.06	0.00	0.01	0.00	0.00
出資に対する配当金(出資1口当たり)					
普通出資(円)	3	3	3	3	2
優先出資(円)	6	0	1	0	0
従業員数(人)	13,436	12,672	12,336	12,131	11,016
役員数(人)	9	11	11	11	11
うち常勤役員数(人)	5	7	6	7	6
職員数(人)	103	105	104	99	96
単体自己資本比率(%)	32.63	33.09	32.26	32.73	33.08

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
 2. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。
 3. 優先出資の配当率は、発行価額に対する配当率を表記しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.24	0.28
総資産当期純利益率	0.17	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預貸率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	31.47	31.25
期中平均預貸率	31.50	30.99

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	0.70	0.69
資金調達原価率	0.52	0.48
総資金利鞘	0.18	0.21

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
期末預証率	33.36	34.64
期中平均預証率	31.82	33.06

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,753	35,504
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,693	20,665
うち、利益剰余金の額	14,080	14,852
うち、外部流出予定額(△)	20	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	291	269
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	291	269
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	35,045	35,774
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	20
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	10	20
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	35,034	35,753
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	102,508	103,496
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,625	△2,178
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,625	△2,178
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,520	4,571
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	107,028	108,068
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	32.73%	33.08%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	102,508	4,100	103,496	4,139
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,805	3,872	96,178	3,847
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	20	0	20	0
地方公共団体金融機構向け	100	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	862	34	853	34
地方三公社向け	62	2	130	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,543	1,261	31,472	1,258
法人等向け	30,221	1,208	29,588	1,183
中小企業等向け及び個人向け	5,549	221	5,907	236
抵当権付住宅ローン	1,513	60	1,373	54
不動産取得等事業向け	9,959	398	10,071	402
3月以上延滞等	138	5	71	2
取立未済手形	4	0	6	0
信用保証協会等による保証付	92	3	96	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	1,981	79	1,786	71
出資等のエクスポージャー	1,981	79	1,786	71
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上 記 以 外	14,754	590	14,700	588
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,866	474	11,623	464
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,556	62	1,556	62
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	391	15	329	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	940	37	1,191	47
② 証券化エクスポージャー	101	4	65	2
証 券 化	101	4	65	2
S T C 要件適用分	—	—	—	—
非 S T C 要件適用分	101	4	65	2
再 証 券 化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,780	271	7,930	317
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	6,780	271	7,930	317
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 , 2 5 0 %)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,625	△ 105	△ 2,178	△ 87
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	166	6	167	6
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	10	0	17	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,520	180	4,571	182
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	107,028	4,281	108,068	4,322

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

用語解説

「抵当権付住宅ローン」

バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

「証券化エクスポージャー」

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。

(2)オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について】

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「信用リスク・市場リスクおよび流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスク」と定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、ALM・統合リスク管理委員会、マネロン等対応委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

【オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法】

<計算式>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

<直近3年間の粗利益>

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	3年間合計
2,363,089	2,433,474	2,518,560	7,315,123

用語解説

・事務リスク ・システムリスク ・法務リスク
 ・人的リスク ・有形資産リスク ・風評リスク
 15 ページ参照

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	3月以上延滞 エクスポージャー								
国 内	340,342	343,738	93,967	95,655	81,619	79,326	389	525	263	172		
国 外	15,841	12,084	—	—	15,841	12,084	—	—	—	—		
地域別合計	356,183	355,822	93,967	95,655	97,460	91,411	389	525	263	172		
製 造 業	8,634	8,656	3,051	3,191	4,972	5,091	—	—	—	—		
農 業、 林 業	328	312	328	312	—	—	—	—	—	—		
漁 業	5	37	5	37	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	439	534	41	35	398	499	—	—	—	—		
建 設 業	6,835	6,519	5,325	4,849	1,494	1,599	—	—	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	13,378	14,321	5,812	5,449	7,430	8,663	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	265	52	16	16	201	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	5,256	5,609	1,843	1,907	3,413	3,702	—	—	—	—		
卸売業、小売業	5,117	5,650	3,104	2,936	1,917	2,601	—	—	44	—		
金融業・保険業	34,233	200,749	17,575	20,072	16,433	16,887	—	—	—	—		
不 動 産 業	11,418	12,215	9,930	10,617	1,488	1,598	—	—	48	43		
物 品 賃 貸 業	104	64	104	64	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門、 技術サービス業	68	43	64	39	—	—	—	—	—	—		
宿 泊 業	2,360	1,926	2,360	1,926	—	—	—	—	31	—		
飲 食 業	967	817	767	717	200	100	—	—	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	955	943	955	943	—	—	—	—	116	113		
教育、学習支援業	114	103	114	103	—	—	—	—	—	—		
医 療、 福 祉	3,169	2,936	2,757	2,436	412	500	—	—	—	1		
その他のサービス	2,286	2,166	1,488	1,566	797	599	—	—	—	—		
国・地方公共団体等	72,901	75,838	26,286	26,272	46,615	49,566	—	—	—	—		
個 人	11,064	11,252	11,064	11,252	—	—	—	—	23	12		
そ の 他	176,287	5,080	966	907	11,684	—	389	525	—	—		
業種別合計	356,183	355,822	93,967	95,655	97,460	91,411	389	525	263	172		
1 年 以 下	13,545	58,583	9,003	8,918	4,542	5,665	—	—	—	—		
1 年超3年以下	25,568	108,989	13,927	13,796	11,641	10,143	—	—	—	—		
3 年超5年以下	22,717	20,846	10,787	11,285	11,930	9,561	—	—	—	—		
5 年超7年以下	16,847	15,570	10,845	11,733	6,002	3,837	—	—	—	—		
7 年超10年以下	28,519	35,685	13,675	13,473	14,844	22,212	—	—	—	—		
10 年 超	69,358	75,851	33,072	34,063	36,286	38,788	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	179,629	40,289	2,655	2,382	12,212	1,201	389	525	—	—		
残存期間別合計	356,183	355,822	93,967	95,655	97,460	91,411	389	525	263	172		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、買入金銭債権、その他の銀行勘定等が含まれます。

なお、令和2年度には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び預け金が含まれております。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は31ページを参照願います。

【信用リスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、信用VaRを採用しております。信用VaRは、モンテカルロ・シミュレーションを10万回行うことにより期待損失(EL)および非期待損失(UL)を算出しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった、経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」および「貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる、正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・優良保証および一般担保・一般保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

用語解説

【デリバティブ取引】

株式、金利、為替などの原資産に対し、これらから派生して生まれるたいわゆる「派生商品」を対象とする、先渡取引、先物取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引のことです。商品原資産とする商品先物などもあるものの、一般的には金融派生商品を指します。

【クレジットポリシー】

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

【信用 VaR】

VaR(バリュー・アット・リスク)とは、今後、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内(信頼水準)で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間のデータをもとに、理論的に算出する値のことをいいます。

信用 VaR は、この計測手法を使用し、貸出金のリスク量を算出する手法です。

【モンテカルロ・シミュレーション】

乱数を用いたシミュレーションを何度も行うことにより近似解を求める計算手法。確率ゲームを含むカジノで有名なモナコのモンテカルロからその名を付けられました。

【期待損失 (Expected Loss)】

一定の保有期間において発生が予想される損失の平均値。一般貸倒引当金でカバーすべき損失と捉えています。

【非期待損失 (Unexpected Loss)】

現在の貸出の全体構造や経済環境を前提とした時、一定の前提で生じる最大損失額から、期待損失を差し引いた額。自己資本でカバーすべき損失と捉えています。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
農 業、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	194	95	95	91	8	3	185	91	95	91	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3	3	4	-	-	4	3	3	4	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	10	10	10	-	-	10	10	-	10	-	-	-
卸売業、小売業	75	42	42	4	-	22	75	20	42	4	-	-
金融業・保険業	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	14	7	7	3	-	-	14	7	7	3	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	104	104	169	-	-	-	104	104	169	-	-
飲 食 業	18	32	32	32	-	-	18	32	32	32	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	124	102	102	102	3	-	120	102	102	102	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、 福 祉	216	215	215	212	-	-	216	215	215	212	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	11	12	12	16	4	0	7	11	12	16	0	0
合 計	679	627	627	637	24	37	654	590	627	637	0	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	97,040	—	108,243
10%	—	10,813	—	10,719
20%	4,151	157,605	4,811	157,432
35%	—	4,266	—	3,876
50%	21,237	3,441	28,073	1,549
75%	—	5,384	—	5,346
100%	2,238	32,631	801	31,116
150%	—	82	—	41
250%	—	3,152	—	3,328
1,250%	—	—	—	—
その他	321	11,459	—	—
合計	353,830		355,335	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 令和2年度には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーが含まれております。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ ジャパン(株)(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

用語解説

【適格格付機関】

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることが出来る格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

【リスク・ウェイト】

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産毎に分類して用います。

【(4)信用リスク削減手法に関する事項】

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		313	300	3,673	4,360	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、信用保証協会、住宅融資保険やしんきん保証基金があります。信用度の評価としましては、信用保証協会や住宅融資保険付保証は政府保証と同様の評価とし、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付による評価をしています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。有価証券については、「資産運用規程」「資産運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。なお、リスク管理態勢の高度化として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的なリスク管理を行っております。

(なお、令和2年度には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーが含まれております。)

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	553	—	553	—
(i) 外 国 為 替 関 連 取 引	184	—	184	—
(ii) 金 利 関 連 取 引	313	—	313	—
(iii) 金 関 連 取 引	—	—	—	—
(iv) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
(v) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—
(vi) そ の 他 コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—
(vii) ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	56	—	56	—
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	553	—	553	—

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

<オリジネーターの場合>

該当ございません。

<投資家の場合>

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
証券化エクスポージャーの額	1,996	327
(i) 住 宅 ロ ー ン	—	—
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	283	200
(iii) そ の 他	1,713	127

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
0%~15%未満	—	—	—	—
15%~50%未満	583	327	4	2
50%~100%未満	999	—	19	—
100%~250%未満	414	—	16	—
250%~400%未満	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
(i) 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	—	—	—	—
(iii) そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,996	327	40	2

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
但し、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の (i) ~ (iii) は、当該額に係る原資産の種類別の内訳です。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めており、オリジネーターに該当するものはありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資産運用規程」「資産運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下のとおりです。また、令和3年度には、優先劣後構造を有するエクスポージャー残高を記載しております。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

【証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称】

当金庫は標準的手法を採用しております。

【証券化取引に関する会計方針について】

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ ジャパン(株) (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,665	1,665	1,653	1,653
非上場株式等	1,070	1,070	890	890
合 計	2,735	2,735	2,543	2,543

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	△ 103	△ 100

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	81	25
売 却 損	0	22
償 却	-	-

(令和2年度には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーが含まれております。)

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

【銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によりリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM・統合リスク管理委員会や経営陣による、常務会、理事会等において報告しております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金に関しては、当金庫が定める「資産査定基準」に準じた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,198	12,038
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
貸 出 金	2,296	1,989	定 期 性 預 金	△ 274	△ 237
有 価 証 券 等	2,441	2,455	要 求 払 預 金	△ 344	△ 295
預 け 金	673	429	そ の 他	△ 138	△ 98
そ の 他	25	18			
運 用 勘 定 合 計	5,146	4,634	調 達 勘 定 合 計	△ 706	△ 632
銀 行 勘 定 の 金 利 リ ス ク			令和2年度	4,601	
			令和3年度	4,175	

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。但し、相殺後の金利リスク量は、「金利リスク・株式変動リスク・為替リスク・その他リスク」を相関考慮しているため、単純相殺値とリスク量は必ずしも一致いたしません。

【銀行勘定における市場リスク管理の方針及び手続の概要について】

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、対策を講じる態勢としております。

具体的には、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出するVaR(バリュアット・リスク)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM・統合リスク管理委員会にて協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法	VaR (バリュー・アット・リスク) {金利観測期間5年、信頼区間99%、保有期間125日}	
計測対象	運用勘定及び調達勘定	
コア預金	対象	流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
	算定方法	1. 過去5年の最低残高 2. 過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高 3. 現残高の50%相当額 1~3のうち最少の額を上限とする。 令和3年度は3.の現残高の50%相当額が最小となりました。
満期	2.5年にコア預金が全額あると想定	
リスク計測の頻度	月次ベース	

用語解説

【VaR (バリュー・アット・リスク)】

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出する手法をいいます。

【コア預金】

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長時間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しています。

【ALM】

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法をいいます。

IRRBB (金利リスク)について

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	12,175	12,036	713	599				
2	下方パラレルシフト	0	0	31	18				
3	ス テ ィ ー プ 化								
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	12,175	12,036	713	599				
		ホ		ハ					
		当期末		前期末					
8	自 己 資 本 の 額	35,753		35,034					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。
 3. 上記の金利リスク(ΔEVE及びΔNII)の値については、上方・下方パラレルシフトおよびスティープ化のシナリオに基づき計測し、最大値を記載しております。スティープ化については、上方・下方パラレルシフトの値以下だったことから、記載しておりません。
 なお、フラット化・短期金利上昇・短期金利低下については、任意の記載のため、記載しておりません。

金利リスクに関する事項

定性的な開示事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- (ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
 リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動といたうで管理を行っています。
 対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。(ただし、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)
- (イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
 期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM・統合リスク管理委員会及び常務会に報告し、業務運営の状況について詳細に報告のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。
- (ウ) 金利リスク計測の頻度
 銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しています。

(2)金利リスクの算定手法の概要

(ア)開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はありません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はありません。

(イ)信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a)金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例などに基づく金利変動としています。

(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限目安を設定しています。具体的には、リスク毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎にリスク資本の配賦額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

用語解説

『金利ショック』

金利の変化(衝撃)のことで、上下100ベース・ポイント(1.0%)の平行移動などの算出方法があります。

『IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)』

市場リスクのうちトレーディング取引等を除くすべての金利に感応する資産・負債等の金利リスクのことをいいます。

『 Δ EVE』

金利ショックに対する経済的価値(EVE: Economic Value of Equity)の減少額。

『 Δ NII』

銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額。